

## 第24回 岩手県景観形成審議会

令和元年11月21日(木) 13:30～15:00  
エスポワールいわて 1階小会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 挨拶

#### 3 議 事

(1) 会長の選出について

資料1

(2) 審査部会の選任について

資料2

(3) 諮問事項

- ・屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、  
又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする  
地域又は場所の区分の指定に係る告示の一部改正に  
ついて

資料3

(4) その他

#### 4 閉会

## 第24回岩手県景観形成審議会出席者名簿

(任期 R1.10.2～R3.10.1)

委 員	摘 要	出席
いがらし のぶよ 五十嵐 のぶ代	(一社) 岩手県P T A連合会 顧問	×
おいかわ まさひこ 及 川 昌 彦	(一財) 岩手経済研究所事務局長兼経営相談部長	○
お ざわ まさ き 小 沢 昌 記	奥州市長	—
ちば ひろゆき (代理 千葉 裕幸)	(代理 奥州市都市整備部長)	○
かつ べ けい じ 勝 部 敬 次	(一社) 岩手県建築士会まちづくり委員会委員	○
か とう ゆう こ 加 藤 祐 子	盛岡スコーレ高等学校教諭 (画家)	○
かわ むら ひさ こ 川 村 久 子	Color Studio川村工房 (色彩心理士)	○
きん の ま り 金 野 万 里	NPO法人いわて景観まちづくりセンター理事	○
くま がい つね まさ 熊 谷 常 正	盛岡大学文学部教授	○
ささき ゆうこ 佐々木 祐 子	岩手県商工会議所女性会連合会会長	○
すず き しげ お 鈴 木 重 男	葛巻町長	○
ちば かつ よし 千 葉 一 由	岩手県屋外広告美術業協同組合理事	○
ふじ わら とも こ 藤 原 智 子	J A岩手県女性組織協議会 監事	○
ほそごえ くみこ 細 越 久美子	岩手県立大学社会福祉学部准教授	×
みなみ まさ あき 南 正 昭	岩手大学理工学部教授	○
み やけ さとし 三 宅 諭	岩手大学農学部准教授	×
もり あい とし こ 盛 合 敏 子	岩手県漁協女性部連絡協議会会長	○
16名		13名

## 岩手県景観形成審議会の概要

## 1 根拠

岩手の景観の保全と創造に関する条例 第 25 条

## 2 審議事項

- (1) 景観形成及び屋外広告物行政に関する知事からの諮問に答申すること
- (2) 岩手の景観形成に関する重要事項について知事に意見を述べること
- (3) 屋外広告物に関する重要事項について知事に意見を述べること

**岩手の景観の創造と保全に関する条例(抜粋)**

## 第4章 岩手県景観形成審議会

## (設置)

第 25 条 県土の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県景観形成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、屋外広告物条例(昭和 46 年岩手県条例第 44 号)によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

3 審議会は、県土の良好な景観の形成並びに屋外広告物条例第2条第2項に規定する広告物及び広告物を掲出する物件に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

## (組織)

第 26 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村長
- (2) 屋外広告物条例第2条第2項に規定する屋外広告業を営む者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第 27 条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 4 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

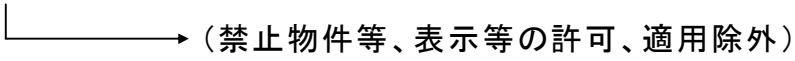
(会長への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### **屋外広告物条例(抜粋)**

(審議会への諮問)

第 16 条の2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第5条から第7条までの規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。  (禁止物件等、表示等の許可、適用除外)
- (2) 第5条第3項及び第6条第1項の規定による許可の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (3) 第5条第4項第2号、第6条第3項第2号並びに第7条第1項第3号、第5号、第7

号、及び第8号並びに第2項第1号、第5号及び第6号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(審議会への諮問)

第16条の7 知事は、第16条の3第1項の規定に基づく指定をし、若しくはその指定の解除若しくは変更をしようとするときは、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

## 岩手の景観の保全と創造に関する条例第 29 条第 1 項の規定に基づく部会の設置について

### 1 趣旨

景観法は一定規模の建築物等の建築等を行う場合に届出の義務を課しており、この届出について、景観計画に定められた行為の制限に適合しない場合は、知事は設計変更その他の必要な措置を勧告することが出来る。

しかし、この勧告は、届出があった日から 30 日以内にしなければならない。  
(景観法第 16 条第 4 項)

このような、より機動的かつ専門的な調査等が必要な事項に対応するため、審議会委員の中からさらに人数を絞った部会による議決を審議会の議決とすることができるよう審査部会を設置するもの。

### 2 審査部会の運営について

岩手県景観形成審議会部会運営規程を制定し、審査部会の審議事項、議決事項、庶務等、運営に必要な事項について、定めることとした。(別紙 1)

### 3 審査部会の構成

より機動的かつ専門的な調査等が必要な事項に対応するという趣旨から、5 名以内の委員で構成することとしたい。(別紙 2)

(選任の考え方)

構成は、専門的知識を有する者(学識経験者。自然景観、都市工学、福祉、デザイン、芸術、歴史文化、地域計画など)を中心に概ね 5 人程度とする予定

岩手県景観形成審議会部会運営規程

(平成 23 年 3 月 16 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成 5 年岩手県条例第 35 号、以下「条例」という。）第 29 条の規定により、岩手県景観形成審議会（以下「審議会」という。）の部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 条例第 29 条第 1 項の規定により、審議会に審査部会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めたときは、審議会に諮って部会を設置することができる。

3 審査部会の審議事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 16 条第 3 項の規定に基づく知事の勧告に関する事項

(2) 法第 17 条第 1 項又は法第 17 条第 5 項の規定の規定に基づく知事の措置命令に関する事項

(審議会への報告)

第 3 条 前条第 3 項の事項は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

2 前項の規定による議決をしたときは、部会長は、その旨を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(部会の庶務)

第 4 条 部会の庶務は、都市計画課において処理する。

2 第 2 条 2 項の規定に基づき設置された部会の庶務については、そのつど定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

審査部会の審議及び議決事項

条項	内 容
第2条第3項第1号	景観計画区域内の届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告すること(条例第8条)
第2条第3項第2号	1 景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対して、設計の変更その他必要な措置を命ずること(条例第11条) 2 景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、原状回復または、代わるべき必要な措置を命ずること(条例第11条)



## 審査部会（案）

（別紙2）

（任期 R1. 10. 2～R3. 10. 1）

R1. 11. 21現在

委員	摘 要	審査部会 （案）
いがらし のぶよ 五十嵐 のぶ代	（一社）岩手県PTA連合会 顧問	県民 （生活）
おいかわ まさひこ 及 川 昌 彦	（一財）岩手経済研究所事務局長兼経営相談部長	専門的知識 （地域計画）
おざわ まさき 小 沢 昌 記	奥州市長	市町村長 （市長会）
ちば ひろゆき （代理 千葉 裕幸）	（代理 奥州市都市整備部長）	
かつ べ けい じ 勝 部 敬 次	（一社）岩手県建築士会まちづくり委員会委員	関係団体 （建築）
かとう ゆう こ 加 藤 祐 子	盛岡スコール高等学校教諭（画家）	専門的知識 （芸術）
かわ むら ひさこ 川 村 久 子	Color Studio川村工房（色彩心理士）	専門的知識 （デザイン）
きんの まり 金 野 万 里	NPO法人いわて景観まちづくりセンター理事	民間実践者 （実践活動）
くま がい つね まさ 熊 谷 常 正	盛岡大学文学部教授	専門的知識 （歴史文化）
ささき ゆうこ 佐々木 祐 子	岩手県商工会議所女性会連合会会長	関係団体 （商工業）
すず き しげ お 鈴 木 重 男	葛巻町長	市町村長 （町村会）
ちば かつ よし 千 葉 一 由	岩手県屋外広告美術業協同組合理事	関係団体 （広告物）
ふじわら とも こ 藤 原 智 子	J A岩手県女性組織協議会 監事	関係団体 （農林業）
ほそごえ くみこ 細 越 久美子	岩手県立大学社会福祉学部准教授	専門的知識 （福祉）
みなみ まさ あき 南 正 昭	岩手大学理工学部教授	専門的知識 （都市工学）
み やけ さとし 三 宅 諭	岩手大学農学部准教授	専門的知識 （自然景観）
もり あい とし こ 盛 合 敏 子	岩手県漁協女性部連絡協議会会長	関係団体 （漁業）
16名		5名

都 第 196 号  
令和元年 11 月 13 日

岩手県景観形成審議会会長 様

岩手県知事 達増 拓也



屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定の一部改正について  
屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第16条の2第1号の規定により、次のように貴審議会に付議します。

# 屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定の一部改正について

屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定(平成23年3月29日岩手県告示第254号。以下「告示」という。)を次のように改正する。

## 1 改正の内容

1) 屋外広告物条例第6条第2項第1号ア及びカの規定により指定する範囲について、以下の表のとおり追加する。

	文化財	範囲
国重要文化財	小岩井農場(雫石町) 平井家住宅(紫波町)	500メートル以内の地域 100メートル以内の地域
県有形文化財	本宮観音堂(金ヶ崎町)	100メートル以内の地域

2) 屋外広告物条例第6条第2項第2号の規定により指定する地域及び場所について、以下の表のとおり改正する。

	現 行 ※下線部は、削除路線	改 正 案 ※下線部は、追加路線
路 線 名	東北縦貫自動車道、東北横断自動車道 <u>一般国道283号(自専道区間のみ)</u>	東北縦貫自動車道、東北横断自動車道 <u>三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路</u> <u>八戸・久慈自動車道</u> <u>一般国道106号(自専道区間のみ)</u>

## 2 改正の理由

1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条に基づき重要文化財に指定された建造物、及び岩手県文化財保護条例(昭和51年岩手県条例第44号)第4条第1項に基づき県指定有形文化財に指定された建造物から所定の範囲の地域について、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持すること又は公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域として、追加指定するもの。

2) 近年、復興道路として供用延長が増加している高速自動車国道及び自動車専用道路について、良好な景観を形成し、又は風致を維持する必要がある地域又は場所として、一部改正するもの。

## 3 施行日

令和元年12月(予定)

## 4 その他

次葉より、告示案を示す。

岩手県告示第 号

屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定の一部を改正する告示

屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定（平成23年岩手県告示第254号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>○屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定 平成23年3月29日告示第254号</p>	<p>○屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定 平成23年3月29日告示第254号</p>
<p>1 条例第6条第2項第1号アの規定により指定する範囲 (1) 次に掲げる文化財から500メートル以内の地域（平泉町の区域を除く。） ア 中尊寺金色堂（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在） イ 中尊寺経蔵（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在） ウ 金色堂覆堂（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在） エ 釈尊院五輪塔（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在） オ 正法寺本堂（奥州市水沢黒石町所在） カ 正法寺庫裏（奥州市水沢黒石町所在） キ 正法寺惣門（奥州市水沢黒石町所在） ク 正法寺鐘楼堂（奥州市水沢黒石町所在） ケ 日高神社本殿（奥州市水沢字日高小路所在） コ 毘沙門堂（花巻市東和町北成島所在） サ 多聞院伊澤家住宅（北上市和賀町岩沢所在） シ 天台寺本堂（二戸市浄法寺町大字御山久保所在） ス 天台寺仁王門（二戸市浄法寺町大字御山久保所在） セ 白山神社能舞台（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）</p>	<p>1 条例第6条第2項第1号アの規定により指定する範囲 (1) 次に掲げる文化財から500メートル以内の地域（平泉町の区域を除く。） ア 中尊寺金色堂（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在） イ 中尊寺経蔵（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在） ウ 金色堂覆堂（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在） エ 釈尊院五輪塔（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在） オ 正法寺本堂（奥州市水沢黒石町所在） カ 正法寺庫裏（奥州市水沢黒石町所在） キ 正法寺惣門（奥州市水沢黒石町所在） ク 正法寺鐘楼堂（奥州市水沢黒石町所在） ケ 日高神社本殿（奥州市水沢字日高小路所在） コ 毘沙門堂（花巻市東和町北成島所在） サ 多聞院伊澤家住宅（北上市和賀町岩沢所在） シ 天台寺本堂（二戸市浄法寺町大字御山久保所在） ス 天台寺仁王門（二戸市浄法寺町大字御山久保所在） セ 白山神社能舞台（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在） <u>ソ 小岩井農場施設本部事務所（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u> <u>タ 小岩井農場施設本部第一号倉庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u> <u>チ 小岩井農場施設本部第二号倉庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>ツ 小岩井農場施設乗馬厩（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>テ 小岩井農場施設倶楽部（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ト 小岩井農場施設第一号牛舎（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ナ 小岩井農場施設第二号牛舎（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ニ 小岩井農場施設第三号牛舎（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ヌ 小岩井農場施設第四号牛舎（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ネ 小岩井農場施設種牡牛舎（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ノ 小岩井農場施設育牛部倉庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ハ 小岩井農場施設第一号サイロ（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ヒ 小岩井農場施設第二号サイロ（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>フ 小岩井農場施設秤量場（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ヘ 小岩井農場施設冷蔵庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ホ 小岩井農場施設四階建倉庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>マ 小岩井農場施設玉蜀黍小屋（北東棟）（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ミ 小岩井農場施設玉蜀黍小屋（南西棟）（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>ム 小岩井農場施設玉蜀黍小屋（南東棟）（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>メ 小岩井農場施設玉蜀黍小屋（北西棟）（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p> <p><u>モ 小岩井農場施設耕耘部倉庫（岩手郡雫石町丸谷地所在）</u></p>
<p>(2) 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域</p> <p>ア 旧菅野家住宅（北上市立花所在）</p> <p>イ 旧後藤家住宅（奥州市江刺岩谷堂字向山所在）</p> <p>ウ 旧小原家住宅（花巻市東和町谷内所在）</p> <p>エ 旧菊池家住宅（遠野市土淵町所在）</p> <p>オ 伊藤家住宅（花巻市東和町田瀬所在）</p> <p>カ 千葉家住宅（遠野市綾織町上綾織所在）</p> <p>キ 旧高橋家住宅（奥州市水沢字大畑小路所在）</p> <p>ク 旧朴館家住宅（二戸郡一戸町小鳥谷字朴館所在）</p>	<p>(2) 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域</p> <p>ア 旧菅野家住宅（北上市立花所在）</p> <p>イ 旧後藤家住宅（奥州市江刺岩谷堂字向山所在）</p> <p>ウ 旧小原家住宅（花巻市東和町谷内所在）</p> <p>エ 旧菊池家住宅（遠野市土淵町所在）</p> <p>オ 伊藤家住宅（花巻市東和町田瀬所在）</p> <p>カ 千葉家住宅（遠野市綾織町上綾織所在）</p> <p>キ 旧高橋家住宅（奥州市水沢字大畑小路所在）</p> <p>ク 旧朴館家住宅（二戸郡一戸町小鳥谷字朴館所在）</p>

改正前	改正後
<p>(3) 次に掲げる地区</p> <p>ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第3条の規定に基づき奥州市の条例として引き続き施行することとされた白鳥館遺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例(平成17年前沢町条例第14号)第7条第1項の規定に基づき指定された地区</p> <p>イ 地方自治法施行令第3条の規定に基づき奥州市の条例として引き続き施行することとされた長者ヶ原廃寺跡史跡周辺の景観の保全と形成に関する条例(平成17年衣川村条例第21号)第7条第1項の規定に基づき指定された地区</p> <p>2 条例第6条第2項第1号カの規定により指定する範囲 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域</p> <p>(1) 鹿島神社宮殿(北上市鬼柳町満屋所在)</p> <p>(2) 瑞山神社(祖霊舎)(奥州市水沢字日高小路所在)</p> <p>(3) 千葉家住宅門(奥州市水沢黒石町字下柳所在)</p> <p>(4) 武家住宅(後藤新平旧宅)(奥州市水沢字吉小路所在)</p> <p>(5) 早池峰神社本殿(花巻市大迫町内川目字岳所在)</p> <p>(6) 宝持院山門(一関市花泉町金沢字大柳所在)</p> <p>(7) 熊野神社本殿(花巻市東和町北成島所在)</p> <p>(8) 薬師堂(花巻市東和町田瀬所在)</p> <p>(9) 旧岩谷堂共立病院(奥州市江刺岩谷堂字向山所在)</p> <p>(10) 旧鈴木家住宅(一関市巖美町所在)</p> <p>(11) 保性院廟厨子(一関市台町所在)</p> <p>(12) 旧後藤正治郎家住宅(奥州市前沢生母字天王所在)</p> <p>(13) 白山神社本殿(北上市黒岩所在)</p> <p>(14) 丹内山神社本殿付厨子(花巻市東和町谷内所在)</p> <p>(15) 八幡神社本殿(一関市千厩町千厩字北ノ沢所在)</p>	<p><u>ケ 平井家住宅(紫波郡紫波町日詰字郡山駅所在)</u></p> <p>(3) 次に掲げる地区</p> <p>ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第3条の規定に基づき奥州市の条例として引き続き施行することとされた白鳥館遺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例(平成17年前沢町条例第14号)第7条第1項の規定に基づき指定された地区</p> <p>イ 地方自治法施行令第3条の規定に基づき奥州市の条例として引き続き施行することとされた長者ヶ原廃寺跡史跡周辺の景観の保全と形成に関する条例(平成17年衣川村条例第21号)第7条第1項の規定に基づき指定された地区</p> <p>2 条例第6条第2項第1号カの規定により指定する範囲 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域</p> <p>(1) 鹿島神社宮殿(北上市鬼柳町満屋所在)</p> <p>(2) 瑞山神社(祖霊舎)(奥州市水沢字日高小路所在)</p> <p>(3) 千葉家住宅門(奥州市水沢黒石町字下柳所在)</p> <p>(4) 武家住宅(後藤新平旧宅)(奥州市水沢字吉小路所在)</p> <p>(5) 早池峰神社本殿(花巻市大迫町内川目字岳所在)</p> <p>(6) 宝持院山門(一関市花泉町金沢字大柳所在)</p> <p>(7) 熊野神社本殿(花巻市東和町北成島所在)</p> <p>(8) 薬師堂(花巻市東和町田瀬所在)</p> <p>(9) 旧岩谷堂共立病院(奥州市江刺岩谷堂字向山所在)</p> <p>(10) 旧鈴木家住宅(一関市巖美町所在)</p> <p>(11) 保性院廟厨子(一関市台町所在)</p> <p>(12) 旧後藤正治郎家住宅(奥州市前沢生母字天王所在)</p> <p>(13) 白山神社本殿(北上市黒岩所在)</p> <p>(14) 丹内山神社本殿付厨子(花巻市東和町谷内所在)</p> <p>(15) 八幡神社本殿(一関市千厩町千厩字北ノ沢所在)</p>

改正前	改正後
<p>(16) 西方寺毘沙門堂（二戸郡一戸町西法寺字西法寺所在）</p> <p>(17) 八幡神社本殿（奥州市胆沢小山字八幡堂所在）</p> <p>(18) 於呂閑志胆沢川神社厨子（旧伊達宗章靈廟厨子）（奥州市胆沢若柳字下堰袋所在）</p> <p>(19) 麓山神社本殿（奥州市江刺米里字中沢所在）</p> <p>(20) 智福毘沙門堂（奥州市江刺藤里字智福所在）</p> <p>(21) 千養寺観音堂（奥州市水沢羽田町字門下所在）</p> <p>(22) 曾慶熊野神社本殿（一関市大東町曾慶字西之沢所在）</p> <p>(23) 摺沢八幡神社本殿（一関市大東町摺沢字八幡前所在）</p> <p>(24) 山谷観音堂（遠野市小友町所在）</p> <p>(25) 鞍迫観音堂（遠野市宮守町字上鱒沢所在）</p> <p>(26) 村上家住宅（一関市千厩町小梨字不動所在）</p> <p>(27) 太田家住宅（太幸邸）（奥州市前沢字七日町所在）</p>	<p>(16) 西方寺毘沙門堂（二戸郡一戸町西法寺字西法寺所在）</p> <p>(17) 八幡神社本殿（奥州市胆沢小山字八幡堂所在）</p> <p>(18) 於呂閑志胆沢川神社厨子（旧伊達宗章靈廟厨子）（奥州市胆沢若柳字下堰袋所在）</p> <p>(19) 麓山神社本殿（奥州市江刺米里字中沢所在）</p> <p>(20) 智福毘沙門堂（奥州市江刺藤里字智福所在）</p> <p>(21) 千養寺観音堂（奥州市水沢羽田町字門下所在）</p> <p>(22) 曾慶熊野神社本殿（一関市大東町曾慶字西之沢所在）</p> <p>(23) 摺沢八幡神社本殿（一関市大東町摺沢字八幡前所在）</p> <p>(24) 山谷観音堂（遠野市小友町所在）</p> <p>(25) 鞍迫観音堂（遠野市宮守町字上鱒沢所在）</p> <p>(26) 村上家住宅（一関市千厩町小梨字不動所在）</p> <p>(27) 太田家住宅（太幸邸）（奥州市前沢字七日町所在）</p> <p><u>(28) 本宮観音堂（金ヶ崎町西根本宮後所在）</u></p>
<p>5 条例第6条第2項第2号の規定により指定する地域及び場所</p> <p>(1) 東北縦貫自動車道及び東北横断自動車道の全線（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）並びにその両側500メートル以内の地域（これらの道路上から展望できない地域、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。）</p> <p>(2) 一般国道283号（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき自動車専用道路として指定された区間に限る。）及びその両側500メートル以内の地域（当該道路上から展望できない地域並びに都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）</p> <p>(3) 東北新幹線に係る新幹線鉄道の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるも</p>	<p>5 条例第6条第2項第2号の規定により指定する地域及び場所</p> <p>(1) 東北縦貫自動車道、東北横断自動車道、<u>三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路及び八戸・久慈自動車道</u>の全線（盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域にあるものを除く。）並びにその両側500メートル以内の地域（これらの道路上から展望できない地域、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域を除く。）</p> <p>(2) 一般国道106号（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき自動車専用道路として指定された区間に限る。）及びその両側500メートル以内の地域（当該道路上から展望できない地域並びに都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）</p> <p>(3) 東北新幹線に係る新幹線鉄道の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるも</p>

改正前		改正後	
<p>のを除く。)及びその両側500メートル以内の地域(東北新幹線の車両から展望できない地域、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。)</p>		<p>のを除く。)及びその両側500メートル以内の地域(東北新幹線の車両から展望できない地域、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。)</p>	
<p>備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課並びに広域振興局土木部及び土木部土木センターに備えておいて縦覧に供する。</p>		<p>備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課並びに広域振興局土木部及び土木部土木センターに備えておいて縦覧に供する。</p>	
備考	改正部分は、下線の部分である。		